

奄美群島スタートアップ支援実証事業調査業務委託仕様書

1 業務の名称

奄美群島スタートアップ支援実証事業調査業務

2 業務の目的

本業務は、スタートアップ段階の資金調達における新たな潮流としてのクラウドファンディングの活用状況を踏まえ、奄美群島内を拠点とする起業者を支援対象とする「奄美群島版クラウドファンディングプラットフォーム」の構築と、起案者の資金調達及びその後の事業成長をサポートする官民連携の支援体制を整備し、奄美群島における起業支援施策の促進・充実化にクラウドファンディングが寄与する効果性及び運営上の課題について実証的に分析・検討することを目的としている。

3 業務委託期間

契約締結日から令和2年(2020年)3月31日まで

4 企画提案上限額

4,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

5 委託業務内容

本業務プロポーザルの提案内容には、下記の各項目を最小限度として組み込むこととし、下記項目を含んだ応募事業者の企画提案により内容及び構成について決定することとする。

- (1) 奄美群島の地理的・社会経済的特性を踏まえた独自クラウドファンディングプラットフォームの導入及び運営に係る起業促進上の効果性及び課題点の抽出
- (2) 奄美群島におけるクラウドファンディングプラットフォーム運営の効果性向上に資する群島内起業支援体制の検討
- (3) 奄美群島内におけるクラウドファンディングを活用した起業家人材の創出に資する機運醸成及び域内人材参画促進の方策案の検討及び実施

6 事業実施状況の報告及び業務完了後の成果品提出について

(1) 事業実施状況の報告

受託者は、上記委託業務の実施状況及び報告時点での調査結果等について定期的に中間報告を行うこと。なお、報告時期等については奄美群島広域事務組合（以下「当組合」という）担当者と協議の上定めること。

(2) 成果品の提出

報告書（印刷物1部と電子データ1部）

※電子データのファイル形式は、PDF及びエクセル形式等とする。

また、電子データはCD-R等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。

- ・企画書及び報告書並びに打ち合わせ議事録等、業務実施の経緯が把握できる資料についても上記成果品と併せて提出すること。

7 委託料の支払い

受託者は業務の実施に際し、当組合に対して3期に分けて業務委託料を請求することができる。ただし、1期毎に支払う業務委託料は契約金額の1/2を超えてはならない。

上記委託料の前払いを申請しない場合は、委託業務完了後の一括払いとする。

8 その他

- (1) 本仕様書の規定その他に疑義がある場合は当組合の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、当組合担当者と受託者が協議の上決定する。
- (2) 本仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、受託者及び当組合事務局との協議の上、本仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (3) 上記業務内容の遂行に際し当組合より提供した関連資料、その他貸与した資料は、委託業務の完了後に返還すること。複写したのも同様の扱いとする。
- (4) 受託者は本業務について機密を守り、業務内容を許可無く第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 受託者は、業務の主たる部分を他者へ再委託してはならない。